



長野県軽井沢高等学校 運動部活動方針

令和5年度

目標	活動全般を通じ、達成感・自己肯定感を高め、生徒の主体性と更なる探究心を育む。 また、規律を持たせることで社会の一員としての責任感を養い、広い視野と正しい判断のもとに行動する資質や能力を培う。
運営方針	1. 休養日の設定 ・学期中は、原則として2日以上 of 休養日を設ける。 (平日1日、土日どちらか1日) ・定期考査の1週間前(実力考査は3日前)からは、原則として休養日とする。 2. 活動時間 ・1日の活動時間は、平日及び土日とも原則3時間程度とする。 - なお、大会・練習試合や種目や競技の特性などで上記の基準を満たせない場合は、月間・年間の活動時間が適切になるように、他の日の活動時間を調整する。 3. 長期休業中の休養日・活動時間 ・学期中に準じた扱いとする。 4. 大会等への参加方針 ・生徒の教育上の意義を考慮し、以下の大会に参加する。 ① 高等学校体育連盟・高等学校野球連盟が主催・共催する大会 ② 本活動方針の趣旨に則り精査した大会等 5. 顧問会等 ・運動部顧問会による会議や研修会を定期的に設け、情報を共有する。 6. その他 ・「休養日」「活動時間」に関しては、以下の場合に考慮をする ① 公式大会等の4週間前 ② 学校長が許可する強化練習期間 - ただし、活動時間が過度になることは避け、月間及び年間の休養日・活動時間が適切になるように配慮する。 - また、オフシーズンが設定できる運動部は、年間トータルの休養日が適切になるようにシーズン中の休養日を設定する。
指導体制の工夫	複数の顧問を配置して、指導の負担軽減を図る。 外部指導者を活用することで、専門的な知識や技術の向上を図る。
その他	運動部顧問は、本活動方針に則り年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、年間の活動計画を年度当初に保護者に示す。